

資料 1

平成 2 5 年度
(第 2 回)

鳥取市国民健康保険運営協議会資料

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日

国民健康保険運営協議会について

1. 運営協議会の成り立ち

国民健康保険は、法令に規定する事項のほか、保険料の徴収方法や出産及び死亡に関する給付の内容等について条例で定めることとされています。

これらについては、被保険者の構成、所得状況、医療機関の配置状況など市町村の特性に応じたきめ細かい運営が必要なことから、関係者及び有識者による必要な意見の交換や調査、審議、さらに市長への意見具申等を行うために設けられたのが、国保運営協議会です。

2. 運営協議会の位置付けと組織

国保運営協議会は、地方自治法による市の附属機関として位置付けられます。

◎国民健康保険法第11条

- ・国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。協議会に関して必要な事項は政令で定める。

◎国民健康保険法施行令第3条から5条まで、及び附則第1条の2で以下について規定

- ・協議会は被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織すること。
- ・被用者保険等保険者を代表する委員を加えることができること（退職被保険者数が概ね1500人以上の市町村、定数は他の委員の定数以内）
- ・委員の定数を条例で定めること。
- ・委員の任期を2年とすること。
- ・会長は公益を代表する委員の中から選出すること

これらに準じて鳥取市国民健康保険条例では第2条から第3条まで『委員の定数』や『協議会の招集』などを定め、鳥取市国民健康保険条例施行規則でその必要事項を定めています。

3. 運営協議会の役割

国保運営協議会では、国民健康保険事業の運営に関する重要事項（国保事業の運営方針や保険料の賦課方法など）について、市長からの諮問を受けて審議を行い、結果の意見を市長に答申します。答申は市長の判断資料となる重要な役割を果たします。

（ただし、執行権限は市長に、立法権限は議会にあるため、法的に市長の判断を拘束するものではありません。）

○国民健康保険法

(昭和三十三年十二月二十七日)

(法律第九十二号)

(国民健康保険運営協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

(昭和三十三年十二月二十七日)

(政令第三百六十二号)

(国民健康保険運営協議会の組織)

第三条 国民健康保険運営協議会(第五条第一項及び附則第一条の二において「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附 則

(協議会を組織する委員の特例)

第一条の二 協議会は、[第三条第一項](#)の規定にかかわらず、[同項](#)に規定する委員に[法附則第十条第一項](#)に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

○鳥取市国民健康保険条例

昭和34年3月31日

鳥取市条例第6号

第2章 国民健康保険運営協議会

(委員の定数)

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条の規定に基づく鳥取市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(招集)

第2条の2 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会を招集するときは、市長にこれを通知しなければならない。
- 3 協議会の会長を選挙するときは、第1項の規定にかかわらず市長がこれを招集する。

(会議)

第2条の3 協議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第2条の4 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第3条 この章に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○鳥取市国民健康保険条例施行規則

昭和34年5月29日

鳥取市規則第7号

第2章 国民健康保険運営協議会

第2条から第4条まで 削除

(〔平成12年規則51号〕)

(会議録)

第5条 鳥取市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の会議録の作成等については、次項に定めるものを除き、鳥取市議会会議規則(昭和43年鳥取市議会告示第1号)の規定を準用する。

2 会議録に署名すべき委員は、会長のほか2名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときは、この限りでない。

(答申)

第6条 会長は、諮問事項の審議を終了し、議決を終わったときは、速やかに市長に答申しなければならない。

(建議)

第7条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する事項について必要と認めるときは、その意見をまとめて市長に建議することができる。